

提 言 書

平成25年5月

全国特例市市長会

地方分権の推進に関する提言について

我が国の経済情勢は、デフレ脱却を目指すアベノミクスによる金融緩和や国土強靱化を目指す公共投資等の期待感から若干明るい兆しを見せ始めた状況にあります。しかし、未だ十分な収入に結びつかない景気、進まない震災からの復興や今後予期される震災への対策、雇用の停滞、近隣諸国との軋轢等懸念材料があり依然不安感を払拭できない状況にあります。

こうした背景もあり、経済対策の実施に当たっては、何よりも地域が元気であることが不可欠であることから、国は、地域経済の成長に向け、地方自治体が主体的に判断し、創意工夫により能力を発揮できるよう、自由度の高い地方財源を確保するとともに、住民生活の安全安心の確保のためには、地域の実情に応じたサービスの提供ができるような分権改革の取り組みを前進させる必要があると考えます。

政府は前政権下の「地域主権戦略会議」を廃止して新たに「地方分権改革推進本部」を設置し、義務付け・枠付けの見直しなど引き続き地方分権の取り組みを推進するとしたところであり、大きな期待を寄せるものであります。また、地方制度調査会においても大都市制度のあり方についての審議が最終段階を迎えようとしています。しかしながら、地方公務員給与の削減要請や自動車取得税の廃止に伴う地方の代替財源が未だに明示されていないこと等、新たな課題として危惧しています。

特例市市長会は昨年11月、全ての基礎自治体が自律的な地域経営が可能となる地方制度へ再編できるよう提言を行うとともに、中核市市長会と共同で「地域自律に向けた地方制度の抜本的な見直しを求める提言」を行いました。

私たち特例市は、住民に最も身近な最適規模の基礎自治体として、住民生活に密着した行政サービスを迅速、かつ、きめ細かく実施するとともに、ネットワークを活かして、すべての特例市が連携強化・切磋琢磨して地方分権の受け皿としての力を培います。そして、すべての特例市が、それぞれの立場で、積極的に周辺自治体と協力する中で地域の中核となりリーダーシップを発揮します。

国においては、私たち地方の意見を真摯に受け止めるとともに、「すべての基礎自治体が自律可能となる都市制度の確立」や「地域主権を確立する財源の確保」について早急かつ着実に取り組んでいただくよう、次に掲げる所要の措置について継続して要望します。

1 地域自律に向けた地方制度の抜本的な見直し

基礎自治体優先の原則に従い、基礎自治体・広域自治体・国の役割分担を明確にした上で、全ての基礎自治体が自律的な地域経営を行うことができるよう、包括的な権限の配分、税源を含む権限に見合った財源の適切な配分及び指定市・中核市・特例市の制度の抜本的な再編を行うこと。

また、道州制の是非を含めた広域自治体のあるべき姿については、基礎自治体の意見を十分に聞いて検討を行うこと。

2 権限の選択制による中核市・特例市の制度の統合

中核市と特例市は住民に最も身近な基礎自治体として適切な規模・能力を有し、類似の課題を共有している。今後、早急に両制度の統合を推進するとともに、統合にあたっては、画一的な人口要件によって区分するのではなく、各都市が地域で果たす役割等を総合的に考慮して制度設計を行うこと。また、統合にあたっては、保健所の設置だけではなく、教員人事権、児童相談所、都市計画等の住民に身近な事務や権限は、基礎自治体が能力や地域の実情に応じて選択できる制度とすること。

3 広域連携推進に向けた制度の創設

基礎自治体が行う事務のうち、現在の中核市程度の事務を処理する事が困難な市町村は、広域化により事務を処理することとし、中核市、特例市が地域の中心市として積極的な役割を果たすことにより圏域全体で自律可能な都市運営ができるよう権限と財源、人材等必要な支援を措置する制度を創設する事。

4 地方分権を確立する財源の確保

国庫補助負担金の改革のうち、国の責務として格差なく全国統一的な措置が望まれるものについては、国が直接事務を行うべきであり、地方に事務を求める場合は、システム改修等に要する経費も含め、国の責任において確実に財源保障し、地方に財政負担を求めないこと。

さらに、地方がそれぞれの特色や地域資源を踏まえ、その魅力の開発や積極的な発信により、多種多様な地域経済の活性化や雇用創出事業を展開することは、地方分権の確立に向けて極めて重要であることから、その実現に向けて一層の財源確保を図られること。

5 地方交付税制度の適正化

地方交付税は、地方が基本的な行政サービスを提供することができる財源を保障するための地方固有・共有の財源であることから、地方自治体が直面している福祉、医療、子育て等の社会保障関係費、経年劣化による道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大や、合併自治体の人口動態の変化や行政区域の拡大、市街地の分散化等、地方自治体の実情を的確に反映するため、算定方法の再構築を図ること。

また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債への振替に頼ることなく、地方交付税の法定率を引き上げること等により、安定的財政運営に必要な総額を確保するとともに、財源調整機能を強化すること。

さらに、地方との十分な協議を経ることなく、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する措置を今後行わないよう強く要望する。

6 地方債制度の改善

地方債は、地方公共団体にとって、中長期的視点による財源の効率的・安定的配分や将来にわたって債務の平準化を図る上で重要な歳入項目である。

バリアフリー化や省エネルギー化、さらには、施設の長寿命化の視点から、現在起債の対象となっていない施設の改修事業費など、時代が要請する事業費の財源に地方債が充てられるよう、より柔軟な地方債の発行に配慮するとともに、学校等公共施設の耐震化に向けた制度の拡充を図ること。

また、公債費負担の軽減を図るため、平成24年度までの措置とされている政府資金補償金免除繰上償還については、平成25年度以降も措置を延長するとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

7 道路財源の充実

地方の道路整備水準は国に比して低い状況にあることから、市町村が道路整備を計画的に行えるよう、その整備に係る財源の充実強化を図ること。

また、老朽化が進んだ道路施設の維持管理費等の長寿命化策に対する財源措置の充実を図ること。

以上、要望します。

平成25年5月20日

全国特例市市長会名簿

会 長	鳥 取 市 長	竹 内 功	
副 会 長	春 日 井 市 長	伊 藤 太	
副 会 長	茅 ヶ 崎 市 長	服 部 信 明	
監 事	太 田 市 長	清 水 聖 義	
監 事	明 石 市 長	泉 房 穂	
	八 戸 市 長	小 林 眞	
	山 形 市 長	市 川 昭 男	
	水 戸 市 長	高 橋 靖	
	つ く ば 市 長	市 原 健 一	
	伊 勢 崎 市 長	五 十 嵐 清 隆	
	熊 谷 市 長	富 岡 清	
	川 口 市 長	岡 村 幸 四 郎	
	所 沢 市 長	藤 本 正 人	
	春 日 部 市 長	石 川 良 三	
	草 加 市 長	田 中 和 明	
	越 谷 市 長	高 橋 努	
	平 塚 市 長	落 合 克 宏	
	小 田 原 市 長	加 藤 憲 一	
	厚 木 市 長	小 林 常 良	
	大 和 市 長	大 木 哲	
	長 岡 市 長	森 民 夫	
	上 越 市 長	村 山 秀 幸	
	福 井 市 長	東 村 新 一	
	甲 府 市 長	宮 島 雅 展	
	松 本 市 長	菅 谷 昭	
	沼 津 市 長	栗 原 裕 康	
	富 士 市 長	鈴 木 尚	
	一 宮 市 長	谷 一 夫	

四日市市長
岸和田市長
吹田市長
枚方市長
茨木市長
八尾市長
寢屋川市長
加古川市長
宝塚市長
松江市長
呉市長
佐世保市長

田中俊行
野口聖
井上哲也
竹内脩
木本保平
田中誠太
馬場好弘
樽本庄一
中川智子
松浦正敬
小村和年
朝長則男